

一般社団法人 国際フェムネス協会
会員規約

第1条(名称)

本協会は、
一般社団法人 国際フェムネス協会
(英文表記:International Femness Association/略称:IFA)
と称する。

第2条(目的)

本協会は、女性の健康・美容および生活の質(QOL)の向上を目的とし、フェムケア・美容・健康に関する技術、教育、研究および情報発信を通じて、業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条(活動内容)

本協会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

■ 1. 教育事業

女性の健康と QOL(生活の質)の向上を目的に、フェムケアに関する正しい知識と技術の普及を行います。サロン従事者やセラピスト、医療関係者を対象とした導入研修会、アフターフォロー研修会、認定制度の運営を通じて、女性の健康を支える専門人材の育成に取り組みます。

■ 2. 医療連携事業

婦人科医師をはじめとする医療機関との連携体制を構築し、女性が安心して相談できる環境づくりを推進します。医療と民間サービスの架け橋として、適切な情報提供や受診支援を行い、女性の健康と QOL 向上を総合的にサポートします。

■ 3. 研究・エビデンス構築事業

大学・研究機関・医療機関との共同研究や調査活動を推進し、女性の健康と QOL 向上に関する科学的根拠(エビデンス)の構築に取り組みます。また、フェムケア分野における新たな技術やサービスの研究開発、実証活動を支援し、業界の健全な発展に貢献します。

■ 4. 広報・PR 事業

フェムケアおよび女性の健康に関する正しい情報を広く社会へ発信し、理解促進と認知向上を図ります。セミナー、講演会、イベント、SNS、各種メディアを活用した広報活動を通じて、女性が自らの健康と向き合い、より豊かな人生を送ることができる社会づくりを目指します。

第4条(会員種別・認定制度)

本協会の会員区分は、以下の通りとする。

会員種別・認定制度について

会員区分	対象者	費用	年会費
フェムネス一般会員	事業主(サロン・店舗)	初期費用 25万(税込275,000円) 導入研修会+アフター研修会 6回22万円 加盟金3万円 合計25万円	3万(税込3.3万円) ※初年度は初期費用に含まれます
フェムネスアンバサダー会員	個人	研修費用 5万(税込5.5万円)	3万(税込3.3万円)
フェムネス認定インストラクター会員	個人	研修費用 10万(税込11万円)	3万(税込3.3万円)

※認定インストラクターが協会指定導入研修を担当した場合、1回につき5万円の講師報酬を支給

※年会費は毎年更新時に発生するものとする。

第 5 条(入会)

入会希望者は、本協会所定の申込手続きを行い、理事会または協会の承認を得るものとする。

第 6 条(会員資格)

会員は、本協会の理念および規約を遵守し、誠実に活動を行うものとする。

第 7 条(資格認定・更新)

認定資格は、本協会が定める講習・研修・試験等を修了した者に付与する。

2. 資格の有効期間は 1 年間とする。
3. 更新には、所定の更新手続きおよび年会費の納入を必要とする。

第 8 条(禁止事項)

会員は、以下の行為を行ってはならない。

1. 医療行為または医療類似行為と誤認される表現
2. 協会の信用・名誉を損なう行為
3. 法令または公序良俗に反する行為
4. 協会教材・ロゴ・資料等の無断転載・複製
5. 他会員への迷惑行為
6. 虚偽または誇大な広告表現

第 9 条(退会)

1 カ月前に会員は、所定の手続きにより任意に退会することができる。

なお、納入済みの会費については返金しないものとする。

第 10 条(除名・資格停止)

会員が以下に該当する場合、本協会は資格停止または除名を行うことができる。

1. 本規約に違反した場合
2. 会費を滞納した場合
3. 協会の信用を著しく損なった場合
4. 社会的信用を失墜させる行為を行った場合

第 11 条(知的財産・守秘義務)

本協会の名称、ロゴ、教材、研修資料、認定制度、デザイン等に関する知的財産権は、本協会に帰属する。

第 12 条(守秘義務)

会員は、協会活動により知り得た技術情報・顧客情報・運営情報等を第三者へ漏洩してはならない。

第 13 条(医療行為について)

本協会が提供する技術・教育・情報は、医療行為を目的とするものではない。

診断・治療・医療判断は、医師法その他関連法令に基づき、医師が行うものとする。

第 14 条(規約の改定)

本協会は、必要に応じて本規約を改定できるものとする。

第 15 条(施行)

本規約は、制定日より施行する。